

草津市教育委員会会議録

令和2年6月定例会

(6月24日開催)

草津市教育委員会

出席委員	教育長	川那邊 正
	委員	檀原 泉
	委員	中西長雄
	委員	稲垣明美
	委員	松嶋 徹也

議事参与	教育部長	居川 哲雄
	教育部理事（学校教育担当）	畑 真子
	教育部副部長（中学校給食整備担当）	宇野 秀樹
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	武村 彰
	教育部副部長（学校教育担当）	作田 まさ代
	教育総務課長	森下 康二
	生涯学習課長	上原 香織
	草津宿街道交流館長	八杉 淳
	学校政策推進課長	上原 忠士
	幼児課長	山際 喜一郎
事務局	教育総務課課長補佐	門脇 弦太

開会 午後 3時00分

川那邊教育長 それではただいまから、草津市教育委員会6月定例会を開会いたします。

—————日程第1—————

川那邊教育長 日程第1「会期の決定について」であります、本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

各委員 — 異議なし —

川那邊教育長 異議ないようですので、6月定例会は本日1日限りといたします。

各委員 —————日程第2—————

川那邊教育長 次に日程第2「5月定例会、会議録の承認について」であります、あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員 — 異議なし —

川那邊教育長 異議がないようですので、5月定例会会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第3—————

川那邊教育長 次に、日程第3「教育長報告」に移ります。
まずは、6月草津市議会定例会についてです。6月5日に開会し、明後日26日に閉会します。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響で、議会として、質問者の人数や、質問内容等について、調整がありました。質問者は12人という、例年に比べてかなり少ない人数で、また質問は、新型コロナウイルス感染症に関わるものが中心でした。そのような中、やはり新型コロナウイルス感染症は、学校や教育環境、教育施設と

の関係があり、教育委員会には、9人の議員から質問がありました。主な発言要旨は、「小中学校における学習の遅れについて」「新型コロナウイルス感染症関連」「新型コロナウイルスに係る感染防止・策等について」「避難所運営について」「学校教育への影響について」「差別や人権侵害を起こさないための啓発と相談体制について」「学ぶ機会の確保について」「学校再開について」でした。いずれも新型コロナウイルス関係の質問であり、趣旨や答弁を踏まえ、感染防止を徹底し、責任ある教育行政を進めていきたいと思っています。

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、教育委員会として、学校や児童生徒を対象に取り組んでいる事業等をお知らせします。

まず一つ目は、学校衛生管理サポーターの配置です。これは、安全で安心な学校環境を整えるため、学校の衛生環境を維持するサポーターを配置する事業です。各校に1名、大規模校には2名、市全体で22名を予定しています。感染症対策や衛生管理には、教職員もきめ細やかに対応できるよう努めており、サポートをしてくださる方の配慮も助かりますし、教職員の負担軽減にもなると思っています。6月22日現在で、6名を採用し、引き続き月額者の募集に加えて、日給者の募集も行っており、各校に配置できるよう調整を行っています。

二つ目は、保健衛生用品の購入です。アルコール消毒液、ハンドソープなど、学校で必要となる衛生用品を市で一括購入するとともに、各校の状況に応じて、各校で必要なものを購入できるよう、児童生徒数に応じて、5万円から17万6000円の予算を配分しています。

三つ目は、扇風機、サーキュレーターの入札です。教室の換気効果を上げるため、普通教室に1台、特別教室に2台を目安に、扇風機やサーキュレーターを購入します。教室のエアコンと併用して、効果的な換気に努めます。

四つ目は、スポットエアコンを各校に2台ずつ配備します。体育館には空調設備がないので、熱中症対策にもなるかと思えます。

そして五つ目は、新型コロナウイルス感染症によって、生活に影響がある世帯への支援です。草津市独自の取組で、児童扶養手当または就学援助費受給者の方には、支援支給金として1人当たり、3

万円を支給いたしました。また、国からは、各学校の規模に応じて追加で予算が配分されることになっており、有効な活用に努めたいと思っています。

次に、子どもたちの休業中の学びについてです。長期の家庭生活が続き、子どもたちの学習に取り組む意欲や姿勢が徐々に衰える傾向があったことから、特に5月、令和の4改革の一つである、学び手改革の強化を行い強調月間としました。市教委からは、子どもが自ら学びを進めるのに役立つ時間割フォームや、自主学習のポイントを示したり、学習動画を発信したりしてきました。また、学校では課題のポスティング、学校独自の学習動画の制作と発信、質問日や時間の設定など、子どもの学びを止めない意識して、いろいろな工夫を行いました。

そして過日、5月を強調月間として、学び手改革に取り組んだ評価を行いました。子どもたちが、家で自分の勉強の計画を立てて勉強しているという項目について、自己評価するものです。結果は、小学校では76.7%、中学校では67.8%の子どもたちが、肯定的に答えています。休業期間の家庭学習状況を問うアンケートを初めてなので、この数字が高いかどうかわかりませんが、少なくとも、昨年度の全国学力学習状況調査の結果と比べると、アップをしています。これからの時代、自ら学ぶ姿勢や意欲は、子どもたちにとって大事な資質です。今後、学び手改革の推進にさらに力を入れていきたいと考えています。

最後に、老上小学校PTAボランティアサークルぼけっとさんが、文部科学大臣表彰を受賞されたことについて報告します。この賞は、子どもの読書活動の推進充実に向けて、優れた取組を行っている団体に贈られますが、ぼけっとさんでは、子どもたちへの本の読み聞かせはもとより、図書館に配置するオリジナルポップの作成、季節にあった本の選定、さらには、夏休みに図書館の床のワックスがけを行うなど、図書館の環境づくりに取り組んでいただいております。本来なら、子ども読書の日であります4月23日に東京で授賞式が行われる予定でしたが、今年は、新型コロナウイルス感染症の関係で授賞式が中止となり、市役所において教育長から伝達ということになりました。草津市では、この3月に第3次子ども読書活動推進計画を作成したところであり、今後も読書ボランティアの皆さんの御協力もいただきながら、読書が大好きな子どもを育てていきたいと思っています。以上、教育長報告とさせていただきます。

たきます。それでは委員の皆様の方から、6月にあった教育全般に関する事項で御意見、御感想等がございましたらお願いいたします。

檀原委員

はい。それでは、檀原からお話させていただきます。6月になりまして、学校が再開されましたことは、本当によかったなと思っております。新しい生活様式という言葉のとおり、今までとは全く異なるルールの中での学校再開でありますので、先生も子どもたちも、マスクのある生活というまた、ソーシャルディスタンスをとりながらの各教科の学習ということで、非常に学校の現場っていうのと、非常になかなか整合しにくいようなことを要求される中でスタートとなったことが、非常に現場の中ではいろいろ課題を産んでいるところもあると思っております。特に、消毒をするような現場や、また手洗いをしなければならないところに人が集まってしまうというようなところもありますので、まだまだこれから知恵を出しながら進めていく必要があるなと思っております。また、学校の先生方に何回かお話を伺いに学校の方に寄せていただいた中で、やはり、これはどういうふうにしたらいいのかなと迷う場面っていうのがいろいろあったようで、そういうところ辺では、やはり責任を伴う中での判断を求められるということから、できることならば、統一的な基準や見解が欲しいなという場面がいくつかあるということをお伺いしました。是非ですね、これからその学校ごとの違いや、今後第2波、第3波が来るかもしれないという中で、必要に応じて的確な基準を草津の中で共有できるような、こちら辺も、今後研究していきまた現場の声を是非、受け取っていただいて、それを皆さんで課題解決できるように努めていただきたいと思ったりしております。また、草津市はずっとICT教育の先進地という形でみんながんばってきていただいたわけですが、今まで取り組んできたICTとはまたちょっと、違う分野での方向性の必要が今回のコロナウイルス感染の拡大によって生じているということも同時に考えられております。特にオンラインを使った授業をどのように進めていくということは、2学期以降の各学校でのタブレットの普及ということにも合わせまして、今後どのような方向性を持ちながら、どうしていくかということは、是非皆さん方の知恵を出していくべきところだというふうに思っております。今までの培ってきたところと同時に、新たな展開も考えていく

必要があるというふうに思っております。

先ほど教育長のお話の中にもありました、各学校における衛生管理サポーターという事業をしていただきましたことで、以前は子どもたちが帰ってから後の消毒作業というのをずっと先生方がやっていたおりましたので、それが少し軽減されることになりましたということでした。ですがまだまだ人数的には、募集された方の人数には及んでいないこともありますので、こういった形の募集をすればいいのかということも含めながら、本当に現場の力になるような形でやって展開していただきたいというふうに思っております。特に現場の声を聞いておきますと、学校が終わってからの消毒作業が充実すると一番ありがたいというような話がございます。ですが雇っていただく中で、うまくいかないところもあると思いますので、是非いろんな意味で、ちょっと知恵を絞っていただきたいなと思っております。さらには、すでに学校で使う消毒に必要なアルコールや次亜塩素酸などの準備について予算もつけていただいて、現場は非常に喜んでおりますが、まだまだ物品そのものの確保が難しいという状況がございます。ですからお金をつけていただいたと同時に売ってくれるところを探すということももし可能であれば、いろいろなところで情報収集しながらになると思っておりますが各学校、幼稚園も含めて言えば、市内の施設全部になると思うのですが、是非いろいろ方法を考えていただければと思っております。私も一つアイデアを出させていただきました次亜塩素酸につきましては、作ることができるということでございますので購入もそうですけど、作ることも考えていただいてもいいと思っております。またアルコールは基本的には、お酒でございますので、そういうものが使えないのか、使えるのかも含めて製造がなかなか逼迫しているようでしたら検討も必要になるのと思っております。今、現場の中では、これからまだまだ第2波、第3波に備えていく必要性を感じておられるということを感じましたので小康を保っている状況の中で、次に見据えた準備をしていく必要があると思えました。

それと、これから暑い時期を迎えて、部活動やいろいろな行事の中で、子どもたちが健康をもう一つの意味で害することがないようにということを、非常に心配しております。部活動の再開につきましては、一定の方向性を出していただいて7月以降は少し時間も延長する形でまた、対外試合も近隣の中で、3時間以内で終了す

るような基準を作ってくださいましたが、今後、協議でそれがずるずると広がってしまったりしないように、しっかりと相談したり、また現場でルーズにならないようにということも、学校の先生方は心配されているところもございましたので、是非今後の取組が円滑にいくように、皆さんで知恵を出していく必要があると思います。それと、私今、音声には入らないのですがパルスオキシメーターというのを今日持ってきたのですが、先日も少しお話させていただいたかと思いますが、体温計やいろいろ体の状態を知る一つのツールとなっております、肺機能がどの程度健康を保っているかということを見る機械で指を突っ込んで挟むだけですぐわかるというものになります。数千円、3000円ぐらいで売っているのですが、必要に応じて、部活動で倒れそうになった方や熱中症でしんどそうにしている子にはもう帰った方がいいのか、医療機関に搬送した方がいいのかの基準にも繋がるかがあるかと思しますので、また検討いただければと思っています。これからいろいろと大変なことはあると思いますが、みんなで元気にやっけていけることを期待しております。以上でございます。

中西委員

それでは中西の方からお話を若干させていただきたいと思ます。ちょうど5月30日付の京都新聞にこのような記事が出ておりました。毎年、正月明けに京都新聞の書き初め展覧会というのがありまして、県内から大体子どもの作品だけで3万6000点ぐらい集まる展覧会です。2月の半ばぐらいに優秀作品をこのような新聞の形で発表されているということです。その中で、毎年の中行事なのですが、他府県から滋賀県の特に草津市に来られることが多いです。そういう中で、滋賀県の書写の授業は一体どうなっているのかと。点画を非常に簡素にしすぎて、跳ねなあかんとを跳ねていない、あるいは大きく書き過ぎてはみ出してしまっていて字が読めないというようなそんな書写の授業に問い合わせをいただいていることが多いのですが、そんな中で、今回新聞に取り上げていただいたのは、京都市と滋賀県の違いを対象に取り上げていただいております。滋賀県の方は割に子どもの字が非常に元気で伸びやかで、そして自由にいろいろな工夫を子どもがした作品が多いのに比べて、京都市さんの方で選ばれた作品は、規格にはまったそして、正しく美しく整えて書くというようなことを手段にして作品が選ばれています。どちらがどうというわけではない

のですが私が子どもの字を見てそして、審査して、賞をつけていくのですがそれぞれの審査の基準というのがあります。例えば京都では文科省の学習指導要領にあったような内容で、それを審査の評価するポイントにしているというような話がありました。しかし我々の方では、子どもがお互いの作品の良いところ探し合いそして、自分のことを見つめ他者を理解するというような人の字を見てまた、自分の字を見せて、そして、どういうふうに賞に関わって、自分を表現していくのかということに非常に一生懸命考えた上で、そういう作品ができていくというようなことでした。ただ単に書道を学ぶというだけではなく、書によって何かを学ぶ、そういう姿勢でいるということが私は大事ではないかなと思っています。今回のこの新聞発表がコロナの中でいろいろ新聞社の方でも、なにか地域の方で取り上げたら興味が沸くのかという内容がありましたが、私どもは非常にうれしい記事の一つでございました。私が普段思っていることの一つに他の教科も同じではないかと。算数、国語、社会、理科、いろいろな教科があるわけですが、例えば算数だと算数の中身だけを教えるのではなく、算数によって何か感じたこと、考えていることの内容を子どもたちが考えたことを大切にすることが大事ではないかなと思っています。これは、これから教科書の採択にも関わってくるかと思いますが、教科でそれぞれ何をしようとしているのか、何を考えさせようとしているのかという点を、大事にしていかないといけないと思っています。

さらには、今回のコロナのことで、いろいろメディアで見聞きしていますと、授業時数が減ったためそれを回復する措置をしないといけないというようなことが出ておりました。回復措置ということは、今までなくなったものをある程度回復するということが、限られた時間の中で何を省いていくのかということで、ひよっとしたら、子どもたちが楽しみにしている自分達の発表の場が、どんどん少なくなっていくのではないかなと思っています。できるだけ学校行事、それから文化祭や運動会、子どもたちが生き生きと自分を表現する場を保障してやって欲しいと思います。高校の先生方に聞きますと、もう体育祭もなし、文化祭もなし夏休みに授業をやりに来るといったようなことがずっと言われています。果たしてこれでいいのかと。小学校中学校はまた別と言ってしまうとそうかもしれませんが、何か、子どもさん達の大切な発表の場を何

とか確保するという方向で、やっていただけたらなと思っています。そのためにも、ICTの活用あるいは、家庭での学習、家庭での取組、それから学校行事の見直し、地域での学習活動、そういったことが非常に大事ではないかと、いろいろ考え直さないといけない部分があるのではないかなと思います。私もまた気になっているのですが、草津市では、秋に子どもたちの青少年美術展等もあります。どのような形で取り組まれるのか。また、草津市の美術展覧会もあるはずですが、これがどういった感じでやっていくのかをお聞きできたらなと思いますし、こういうイベントがどういう組織で、どういう部署で、開催されるかまた、なくなるのかということを決められていくのか、その辺も曖昧になってはいけないと思いますので、こういうイベント関係で今どこの部署でも、大体自粛とか休業とかそういったことが言われていくわけですが、ただ何となくそうならないように、何か新しい取組を代わりにやるとかあるいは、今までと方向を変えてやっていくとか、そういったことの何か新しい生活様式なので、また展覧会、発表の場のあり方について考えていただけたらなと思っています。以上です。

稲垣委員

はい。失礼します。学校が再開されて、1ヶ月近くとなりました。やはり子どもたちの元気の声や姿を見るのは大変うれしいと思って通学の様子を見ております。また30度を超える日もありますが、比較的爽やかで、熱中症対策もスムーズに進んでいてありがたいという感じで見ております。そんな中で、この間新聞記事を見ていました。フェイスシールドの話です。医療現場では不足と言われていたのですが、甲賀市の方では、児童生徒、教職員分という形で1万1000人分のフェイスシールドを購入して配付したというのが5月頃のニュースだったと思います。それをされたにも関わらず、つい先日県教委から、教師が使うことを前提とするようにと学校運営の指針の改定をしています。こうなることを早く言ってほしかったのですが、そんな中で、子どもが使う場合は、衛生管理に注意が必要という理由で回収された町もあったと聞いております。その中で、良かれと思って準備されたことではあるのですが、多くの予算を使っていくのですから、やはり改めて子どもにさせる意義というものもしっかり考えて取り組まないと、せっかくされたことが無駄になってしまうと感じました。先ほど

教育長さんの話では、アルコール、ハンドソープ、扇風機、エアコンということで、本当に今すごく欲しいものばかりを挙げていただいておりますので、草津市では無駄になってしまうことがないと思うとちょっと安心はしたのですが、なかなかいいものだと思ってもそれが効果を上げない場合もあるということを学ばしてもらいました。

もう1点あります。2年生の子と学習する機会があったのですがその時気づいたことをお伝えしたいと思います。プリント学習で国語の文章題を解いておりました。いろんな設問に困ることなくスラスラと解いているように見えたのですが、文章題の中にはありました。少し苦手のようなので文章を声に出して読んでみようと呼びました。ただ案の定詰まりました。新しく習った漢字や文節の切れ目がスラスラ読めない。スラスラ読めないと答えを正しく導くことができません。その中で、私が思ったのは普段声に出して音読してないなど。黙読というのは、したような気になって進んでいくのですが、声に出して読むともう1回耳から脳に入ります。そういうことが、やれていないと感じました。読み解く力をとということで、令和の4改革の中でもそんなことも言われていたように思うのですが、読み解くにはまず音読かなと思われ、音声言語の大事さを痛切に感じさせてもらいました。コロナの影響で大きな声を出すのはよくないわけですが、声に出して本を読むといいと思います。時間もかかります、宿題に出して音読5回出しても、おそらく1回読んで終わりだと思います。基礎的なところが力になっていくようなものを、子どもの学習している姿から感じさせてもらいました。また参考に各教科でやっていただきたいと思いました。

それからつい先日、6年生の子どもを持つ保護者としゃべる機会があったのですが、なんで夏休みが短くなったのか、なんで給食がないのか、なんで昼に帰るのかということで詰め寄ってこられたのですが、草津市はちゃんと暑くなる前に帰すためにそうしていますよと、いろいろ説明はしたのですが、やはり保護者にとってみると、疑問がいっぱいあって、学校もそれなりに通信で答えておられるだろうと思うのですが、対策をしていることが誤解されてとられてしまうのは残念なので、きちんとこういうわけで夏休みが短くなりましたよ、こういうわけで給食はここでやめますよという一言が、保護者の安心に繋がるのではないかと思います。はい。

松嶋委員

以上です。

はい。では松嶋から報告いたします。まず、学校が再開されて、もうすでに3週間経ちました。やはり保護者として一番心配していたのが、コロナウイルスが2週間経ってから症状が出るということで、学校が再開されて2週間経ってクラスターなどが発生しないかというところをすごく心配していました。特にそういったところが起こっているという傾向もなく、やはり学校もそうですが保護者も含めて全員で感染予防に取り組んでいるという証拠なのかと思っております。

あと、自分の子どもを見ていての感想にはなるのですが、やはり徐々に学校が再開されてから学校に行くリズムというのも戻ってきたようで、朝早くに起きて準備をして元気に学校に向かうという普段の姿を見ることができて自分も安心してきているという次第です。ただ、子どもの宿題を家でよく見ることがあるのですが、これは学校によってもクラスによっても違うと思うのですが、非常に宿題の量が多いということもありまして、漢字ドリルを見ていると、もうすでに1学期の部分が終わりそうになっているぐらいで、そう思っていると突然急激に宿題の量が少なくなっていたりして、漢字がなかなか覚えられない、量が多かったので覚えきれない部分を、多分先生も子どもたちの様子を見て、柔軟にペースを変えてくれているっていうのもあると思いますし、第2波が起こった時のことなども考えてなるべく早く、授業に関しても進むようにしているのかなというふうに推測はしています。ただ、推測しかできなくて、そもそも今現在どういう計画で、学習を進めているのかということの変化が見えてこない。どういう計画で進めているのかということが保護者の方にまだなかなか見えてこないという点が不安な点なのかと思っております。今後、個別の懇談会など本来なら夏休みの期間だったところで実施をされ、多分そこで説明をしてくださるのかと思っておりますので、そういったところも少し情報共有の方があれば保護者の方は安心ができる材料になるのではないかなと思います。

また、6月ではありますが、すでに気温も30度を超える日もありましてすごく暑いというふうに関し、爽やかな感じでもあるのですが、家に帰ってきた子どもが頭から汗だくで帰ってくる姿を見ると今後、7月、8月となるにつれて熱中症への警戒がもっとも

っと必要になってくるのではないかなと思っています。授業が、今現在どれぐらいの進捗で進んでいるのかは、保護者の方ではわかりませんし、そもそも計画がわからないので何とも言えないのですが、その進捗によっては夏季休暇期間の柔軟な見直しや、あるいは登校しないで自宅にて進められるようなやり方を、その時の進捗によって、確認を取って柔軟に対応できるような形で確認を取っていくのがいいのではないかと保護者としては思っております。

また海外では、第2波と思われるような感染の拡大もありますし、各種今、抗議活動というのも外国の方ではかなり大きくなっていて、そのことによる感染拡大というのも起こっていると報道を目にしております。前回もちょっと定例会で言ったとおり、集団免疫を得ることは難しいことがもうすでに他国の方で確認が取れているというところではあります。今後、コロナウイルスとの共存、うまくつき合っていくってということがしばらくは求められるのかと思っています。そういったところで休校がまた、いつ訪れるかわからない状態ですので、再度休校になった時に備えて、ある程度どういうふうにしていくかというところを考えていただいているとは思いますが、もっと突き詰めて考えていく、前回の休校の際にどういった問題があったかというところも見直し等が必要かと思っています。

リモートでの事業等に関しては、ハード面については、もうすでに予算もついていて、機械を購入するという手はずも進んでいるとのことですが、そこに関しても先ほどお話を聞いたところ小学校はiPad、いわゆるiPadOS、中学校の方はWindowsのノートパソコンということで、OSが違うものを導入するというので、少し驚いたのですが、そこに関しては操作の基本的なところが違ってくると思います。今後小学校から上がって中学校になって、急にOSが違うものになると、少し戸惑いがあると思うので、そこに関しては指導される教職員の方がどういうふうに指導していくかというところがポイントかなと思っています。あとは自分も先ほども少し提案はさせていただいたのですが、やはりリモートでの授業を公立の学校で行う上で一番問題となるのが各家庭のネット環境の問題だと思っています。それも一番大きな問題の一つかと思うのですが、例えば、学内のネットワークで一定期間分の課題を端末上にローカルにダウンロードしてしまっ

上で、自宅で学習をした後、タブレットを一定期間後に今までみたいにプリントを渡しに行くことや、同じように、タブレットを学校に持って行って学校のネットワークで課題を提出し次の課題をダウンロードしてまた家に持ち帰ってですとか、完全なリモート化ではないにしろそういった方法も検討の余地はあるのかなと思っています。あとはソフト面だと思うのですが、もう現状行われている教職員の方々に対するIT教育、あと先生間での成功例や失敗例などの共有っていうのはもうすでに行っていると思うのですが、そういったところも例えば、また他府県の自治体などのどういった方法でやっているか、滋賀県内の他の自治体のどういったふうに行っているかというようなところをもっと共有の方をしていき、もっともっと効率よく授業の方が円滑に安全に進められる、休校になったとしても進められるような体制というのを取り組んでいただけたらなと思っています。以上になります。

川那邊教育長

はい。それでは、教育長報告につきましては以上で終わらせていただきます。

—————日程第4—————

川那邊教育長

次に日程第4、「付議事項」に移ります。
「議第34号 臨時代理の承認を求めることについて」ですが、この議案は人事案件でありますことから、会議を公開しないこととすべきであると思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項では、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発言により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとなっておりますので、この規定に基づき、お諮りしたいと思います。当議案および議事を公開しないこととするについて御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

はい。異議なしと認めます。よって当議案および議事は公開しないことといたします。従いまして議第34号の審議は、報告事項の終了時に行うことといたします。

次に「議第35号 臨時代理の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

はい。「議第35号 臨時代理の承認を求めることについて」教育総務課の森下から御説明申しあげます。議案書の方ですが6ページから9ページを御覧いただきたいと思います。まず7ページをお願いいたします。こちらの議案につきましては現在開会中の6月定例市議会におきまして、6月16日の再開時に提案されました、財産の取得につき議決を求めることにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められておりましたが、委員会の会議を招集する時間的な暇がございましたので草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして教育長が臨時に代理をさせていただきますので本委員会に報告しその承認を求めるものでございます。なお、財産取得の内容につきましては、担当課の方から説明させていただきます。

学校政策推進課長

はい。学校政策推進課の上原でございます。まず議案書8ページを御覧ください。取得する財産の種類につきましては、動産で学習者用コンピューター小学校一式でございます。取得価格は1億9804万2911円でございます。取得の相手方は株式会社ウチダビジネスソリューションズでございます。取得しますのはiPad OS端末、4573台です。今回の取得によりまして、小学校5年、6年の児童には、1人1台の端末、小学校1年から4年の児童には3人に1台の端末の整備が完了いたします。

続きまして9ページを御覧ください。取得する財産の種類につきましては、動産で学習者用コンピューター中学校の他一式でございます。取得価格は7180万960円でございます。取得の相手方は株式会社ウチダビジネスソリューションズでございます。取得しますのはWindows端末1984台およびマイクロソフトオフィスのライセンスでございます。今回の取得によりまして中学校1年生の生徒に1人1台、中2中3の生徒には3人に1台の端末の整備が完了します。以上誠に簡単でございますが、説明とさせていただきます。何卒御承認賜りますようお願い申し上げます。

川那邊教育長	ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。
川那邊教育長	御異議はございませんか。
各委員	— 異議なし —
川那邊教育長	異議もないようですので議第35号は承認されたものと認めます。次に「議第36号 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
草津宿街道交流館長	はい。議案書の10ページから13ページでございます。「議第36号 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則案」につきまして街道交流館の八杉が御説明申しあげます。お手数ですが議案書の12ページ、13ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。先月の定例教育委員会の御審議いただきまして草津市議会に上程しております草津市立まちづくりセンター条例の一部を改正する条例案におきまして交流館、本陣の2施設ともにそれぞれの条例で利用制限が生じた際の免責規定を明確にする条文について追加させていただいております。この条例改正に伴いまして施行規則の条文にずれが生じてまいりますので対照表にございますように、それぞれ第1条の条文におきまして交流館では規則第6条を第7条に、本陣規則では第9条を第10条に改め整合を図るものでございます。以上誠に簡単でございますが、御承認賜りますようお願い申しあげます。
川那邊教育長	ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございませんか。
川那邊教育長	本議案につきまして御異議はございませんか。
各委員	— 異議なし —
川那邊教育長	はい。異議もないようですので、議第36号は原案どおり可決い

たします。次に「議第37号 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

はい。「議第37号 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて」生涯学習課の上原が御説明申し上げます。議案書の方は14ページから16ページでございます。草津市社会教育委員設置条例第2条の規定によりまして委嘱しております社会教育委員の任期が令和2年6月末で満了になりますことから新たに15ページに掲載しております15名の方に委嘱させていただきたいと考えております。任期は令和2年7月1日から2年間で学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の関係者、学識経験を有する者より委嘱するものでございます。社会教育委員の職務といたしましては社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会からの諮問に応じて意見を述べること等となっております。以上、誠に簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

川那邊教育長

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございませんか。

稲垣委員

学識経験者の滋賀大学と京都橘大学の先生の御専門は何ですか。

生涯学習課長

はい。まず滋賀大学の横山 幸司先生でございますが、平成28年、29年度より3期目ですと委員長をお務めいただいております。経済学部の会計情報学科の御専門でございますが地方自治、行政経営改革、公民連携、地域活性化など幅広く地域の課題解決に向けた活動を展開されていらっしゃいます。そして、京都橘大学の長橋 聡先生でございますが、今回新たにお問い合わせさせていただきます。発達教育学部児童教育学科で発達心理学が御専門であり、児童にかかる地域課題解決などを御研究されていらっしゃいます。以上でございます。

川那邊教育長

他にいかがでしょうか。それでは本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員	— 異議なし —
川那邊教育長	<p>異議もないようですので、議第37号は原案どおり可決いたします。</p> <p>次に「議第38号 草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
生涯学習課長	<p>はい。「議第38号 草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」生涯学習課の上原が御説明申しあげます。議案書は18ページから20ページでございます。草津市教育委員会附属機関運営規則第2条の規定により委嘱しております草津市文化振興審議会委員の任期が令和2年7月で満了となりますことから、新たに19ページに掲載しております10名の方に委嘱させていただきたいと考えております。任期は令和2年7月17日から2年間で学識経験を有する者、関係する団体から選出された者、公募市民の3つの区分より委嘱するものでございます。草津市文化振興審議会の担当事務といたしましては文化振興に関する計画の策定および推進、その他の文化振興に関し必要な事項についての調査、審議に関する事務となっております。以上、誠に簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。</p>
川那邊教育長	<p>ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございませんか。</p>
川那邊教育長	<p>御異議はございませんか。</p>
各委員	— 異議なし —
川那邊教育長	<p>はい、それでは異議もないようですので議第38号は原案どおり可決いたします。次に「議第39号 草津市通学区域審議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>はい。「議第39号 草津市通学区域審議会委員の委嘱および任</p>

命につき議決を求めることについて」学校教育課の作田が御説明申しあげます。お手数ですが、議案書の23ページおよび24ページを御覧下さい。通学区域審議会委員につきましては草津市通学区域審議会設置条例第3条第2項の規定により委員を委嘱しているところでございますが、この度選出していただいております団体における役員の交代により委員の委嘱替えを行うものでございます。具体的には、二号委員である草津市PTA連絡協議会代表の乗越 圭子氏について渋川小学校PTA代表として委嘱しておりましたが渋川小学校PTAが市の連絡協議会を脱退されたため他の代表の選出を依頼しておりました。しかしながら、加入している団体が減ってきており今年度の二号委員については一名を欠員として委嘱いたしております。

なお、委嘱期間につきましては2年でございますがいずれの委員様も任期中の委嘱替えでありますことから条例第5条第1項のただし書きの規定によりまして前任者の残任期間である令和2年12月26日までとなります。以上、誠に簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

川那邊教育長

はい。ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございませんか。

川那邊教育長

御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

はい。それでは異議もないようですので議第39号は原案どおり可決いたします。それでは次に、追加で提案いたしました議案の審議に移ります。「議第40号（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、「議第41号（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（機械）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、および「議第42号（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（電気）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」の3つの議案については関連する議案ですのでまとめて審議

させていただきます。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

はい。議第40号から42号の「(仮称)草津市第二学校給食センター新築工事の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」教育総務課森下より御説明申し上げます。議案書は恐れ入りますが追加の議案書の2ページから12ページの方でございます。こちらは中学校給食の実施につきまして(仮称)草津市第二学校給食センターの整備にかかる建築、機械、電気の3つの工事について契約を行うものでございます。工事の予定価格が1億5000万円以上の請負契約につきましては市議会の議決を必要とするものでございまして、市議会の議決を必要とするものに関しまして教育に関する事務でございますので本委員会の御意見を求めるものでございます。まず、建築工事の概要につきましては4ページを御覧いただきたいと思っております。契約の方法ですが、条件付き一般競争入札によるものでございまして契約金額は10億4495万2744円となっております。契約の相手方は桑原組・守建設特定建設工事共同企業体でございます。続きまして8ページの方を御覧いただきたいと思っております。こちらが、機械工事に関する契約でございまして、契約の方法は先ほどと同じく条件付き一般競争入札によるのもでございまして、契約金額は12億2724万3600円で、契約の相手方は一圓・藤尾特定建設工事共同企業体でございます。続きまして12ページをお願いいたします。こちらが、電気工事に関する契約でございまして、契約の方法は先ほどと同じく条件付き一般競争入札によるのもでございまして、契約金額は3億250万円です。住友・中島特定建設工事共同企業体でございます。以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

川那邊教育長

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問はございませんか。

川那邊教育長

はい。それでは意見もないようですので、議第40号、議第41号および議第42号については、意見なしとして、市長に回答することといたします。次に「議第43号 財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、および

「議第44号 財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」の2つの議案については、関連する議案ですので、まとめて審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

学校政策推進課長

はい。学校政策推進課の上原でございます。追加議案書14ページから17ページを御覧ください。取得する財産の種類につきましては動産で学習者用コンピューター小学校一式でございます。取得価格は1億7446万円でございます。取得の相手方は株式会社ウチダビジネスソリューションズでございます。取得端末はiPadOS端末3794台です。今回取得しますのは小1から小4の児童3人に2台分です。このことにより、先ほど御承認いただきました、議第35号での端末と合わせまして、小学校1年から6年の全児童に1人1台端末の配付が実現いたします。

続きまして、議第44号についてですが、取得する財産の種類につきましては、動産で学習者用コンピューター中学校一式でございます。取得価格は5688万3288円でございます。取得の相手方は、リコージャパン株式会社販売事業本部滋賀支社滋賀LA営業部でございます。取得しますのはWindows端末1542台でございます。今回の取得によりまして、小学校と同様に、中学校一年生から3年生の生徒1人1台端末の整理が完了いたします。以上、誠に簡単でございますが説明とさせていただきます。何卒、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川那邊教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

松嶋委員

個人的には知っているのですが、念のため確認だけ取っておきます。まず、小学校用のiPadOSに関しましては例えば付属のキーボードやペンといったものはどの程度ついてくるものでしょうか。

学校政策推進課長

はい。小学校のiPadにつきましては、キーボードは付属でついてきます。ペンについては購入しておりません。

松嶋委員

小学校と中学校でOSが異なるものになった理由をざっくり説

明いただきたいです。

学校政策推進課長

はい。学校政策推進課の上原でございます。小学校にiPadを導入しました主な理由としては2つあります。一つ目はまずは軽さ、子どもが持つ軽さ。そして動きの速さこれが一つ目です。

二つ目は今おっしゃっていただいたようにキーボードの取り外がができますので小学校の低学年にはタブレットとしてキーボードなしで使う。3年生以上になったらキーボードを付けて使えるということで発達段階に合わせての使いやすさということでiPadを導入いたしました。

中学校のWindows機を導入しました理由は、中学校は教育課程上、技術家庭科という授業がありますのでやはりしっかりとしたキーボードの付いたパソコンが必要だということでWindowsのパソコンにさせていただきました。以上のような選定については、昨年2月に現場の先生方、教員を集めて端末検討会をしたところこのような小学校でiPad、中学校ではWindows機が適しているであろうということで選定をさせていただいた経緯でございます。

檀原委員

それに関連するのですが、今回このようなコロナの中、オンラインで授業を受けることを以前は想定されてなかったかもしれませんが、ZOOMであったり双方向でやり取りができるような環境の必要性みたいものが話題になりましたが今回導入される機器というのはそういうものにはある程度対応できるようなものでございますか。

学校政策推進課長

はい。今檀原委員からおっしゃっていただいたとおり第2波、第3波を備えまして、オンライン授業、遠隔授業ができる環境の整備についても予算要求しているところです。今回、提案させてもらったのは端末本体だけなのですが、今度はモバイルルーター、家庭でも使えるWi-Fi環境を整えるためのものそして学校から送信するためのカメラ、そしてマイクそういったものを今購入に入っているところです。それによりまして、オンライン授業が実現するかと思っておりますし、先ほど委員さんの方からありましたように、学び方が変わってくるかと思えます。ですので、まずはオンライン授業の前にオンラインのクラスルーム、オンラインの朝

の会や子どもと先生が繋がるようなところから始めて最終的には授業というような段階を踏んで進めていく必要があるのかなと思っていますので、最終のゴールはオンライン授業ではあるのですがその前の段階としてオンラインの朝の会や子どもと先生の繋がりを大事にしながら環境整備も進めているところでございます。

檀原委員

生徒達のパソコンの方にはカメラとマイクは付いているわけですね。

学校政策推進課長

はい、付いております

檀原委員

あともう一つ。今回購入されるのに際しまして購入先が中学校の方だけ追加分の方はリコージャパンということで別のところになっていると思うのですが機種は全部同じということですか。

学校政策推進課長

はい。メーカーは日本エイサー社であり、同じであります。

檀原委員

はい。ありがとうございます。

川那邊教育長

次どうぞ。

松嶋委員

児童向けのiPadについてはモバイルデータ通信に対応できるものだと私は先ほど確認したのですがその上でWi-Fiルーターを購入してとなるとモバイルデータ対応している製品である意味自体はないのかなと思ひまして、要は対応してないモデルであればより価格も安いのと本体自体も価格を抑えられてその分他にまわせたりするようなことが可能になったりと今少し思ったのですが、Wi-Fiルーターも購入して貸し出しできるようにした上でモバイルデータ通信に対応できる機種にした理由は何かありますか。

学校政策推進課長

今すぐには答えられないのですが、文科省の方で標準仕様書ということである程度iPad、Windows、Chromebookの3つのOSの仕様書がありました。そこで、草津市として仕様書を作るに当たってその共通なものを参考にしながら作りまして発注をかけたところでございます。その後、Wi-Fi環境の

ない御家庭に対してというような話が出てきましたので急遽それについても買うというような形でなっていると思います。すみません、答えになっているかわからないですがそういった形で最初端末を購入したときはコロナで家庭でのという前の仕様書でしたので。

川那邊教育長

はい、どうぞ。

中西委員

草津市の方ではICTに関わって子どもさんそれぞれにタブレットを配付していただくということが言われているのですが他の市町の状況といたしますか、他の市町との違いを教えてくださいです。

学校政策推進課長

はい。今回国のGIGAスクールによりまして全国すべての小中学校で1人1台端末実現ができますし今年度中ということが言われていますので近隣を見ますと滋賀県の中で草津市がトップを走っているのは事実だと思いますし、第1弾目の購入させていただいたのは9月から使用できると思いますし、2弾目についても来年1月からという形で使用する開始時期も県内でも早いと思います。近隣で言いますと聞いているところによると守山市さんはある程度草津市に追いつこうという形でされているのかなと思いますが県内の中では草津市が先頭を切って走っているのかなと思います。

檀原委員

今回、機種を選定の中で去年検討会があったということで先ほどお話ししたと思うのですが、いろいろな意味で状況が変わってきた中で先生方が使われる教材を作るために必要なソフトウェアといたしますかアプリケーションをいろいろなところで見ているとそれぞれ動画とかを編集することや、またそれを組み合わせて一つの教材にまとめるためのロイロノートスクールとかですね。割とよく使われているようなソフトがありまして、それを効果的に使うことによってスムーズにオンライン化することができるとと思います。今回は子どもたち用ということですが是非先生方のパソコンにおける必要なものは是非検討いただいてすぐ新たなステージに展開していくときに対応できる準備をできれば早く取り掛かっていただきたいと思いますと思ったりします。

川那邊教育長

他にございませんか。それでは、意見もないようですので、議第43号および議第44号については、意見なしとして、市長に回答することといたします。

—————日程第5—————

川那邊教育長

それでは日程第5「報告事項」に入ります。事務局より報告願います。

教育総務課長

はい。「報告事項1 定期監査報告 定期監査の結果報告につきまして」教育総務課の森下が御報告申しあげます。報告書の2ページを恐れ入りますが御覧いただきたいと思えます。令和2年6月3日付で草津市監査委員より教育長宛に定期監査結果の報告がございました。この度令和2年4月21日から令和2年5月15日までの期間で玉川小学校をはじめ7つの小中学校につきまして監査が実施されたところでございます。監査結果につきましては3ページから12ページまでにそれぞれの学校ごとに記載されておりますが、今回の監査の主眼、対象につきましては監査が行われました小中学校に共通しまして教育財産の適切な維持管理と学校徴収金等の取扱い状況の2点を中心に実施されたところでございます。監査結果といたしましては、7校すべての小中学校で教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況について概ね適正に執行されていると認められたところでございますが、草津中学校、新堂中学校、笠縫東小学校の3校では、学校徴収金について取扱いハンドブックに基づいた会計監査ができていないことや警察への緊急通報装置を使った通報訓練の実施について御指摘をいただいたところでございます。定期監査結果後の対応につきましては、実施された学校につきまして指摘事項に対して速やかに対応するとともに今回の監査の対象でない学校に対しても御指摘事項を共有しまして適正な管理執行をしていただくよう連絡したところでございます。今後も教育委員会事務局の担当が学校を訪問する際に指摘事項に対する状況の確認を行うなど、適正な管理と事務処理の撤去を図ってまいりたいと考えております。定期監査の報告は以上になります。

川那邊教育長

続いてお願いします。

幼児課長

はい。報告事項の2番目と3番目につきましては関連する事項でございますのでまとめて幼児課の山際から御報告させていただきます。まず報告事項の2番目でございますが、「草津市子どものための教育、保育教育にかかる利用者負担金に関する規則の一部を改正する規則について」ですが、報告書の14ページから19ページで規則の改正を20ページから42ページで改正内容の新旧対照表となっております。この規則につきましては、民間保育園やこども園、幼稚園などに在籍する子どもの利用者負担額について定めるものでございます。今回の新型コロナウイルス感染症への対応としまして、臨時休園や登園自粛を実施した場合の利用者負担額、保育料でございますが、これにつきまして日割り計算が適応されるよう子ども子育て支援法の法規則に新たな規定が設けられましたことから、本市におきましても新たに日割り計算の規定を設けたものでございます。本市におきましては4月の10日から5月の31日にかけて市内の幼稚園、保育園、認定子ども園の教育認定につきましては臨時休園、保育認定につきましては登園自粛を強制したところでございまして、これらの間に適応するものでございます。

続きまして3番目でございますが、「草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型こども園における給食の費用徴収における規則を改正する規則について」でございます。報告書の44ページで規則の改正、45ページから46ページで改正内容の新旧対照表となっております。こちらの規則につきましては、公立の保育所、認定こども園における給食費について定めるものでございます。新型コロナウイルス感染症による臨時休園および登園自粛にかかり保護者の負担軽減を図るため保育料に準ずる形で給食費につきましても日割り計算を実施できるよう新たに規定を設けるものでございます。以上、簡単ではございますが終わらせていただきます。ありがとうございます。

教育総務課長

続きまして、報告事項の4の方を教育総務課の森下から御報告させていただきます。報告書は48ページでございます。受け入れ報告を記載させていただいておりますが、株式会社京都銀行様からはホワイトボード2台を老上西小学校に寄付いただきました。また、草津市下笠町財産区管理会から老杉神社の頭屋行事の年間記録のDVD4枚を歴史文化財課、草津宿街道交流館、図書館に寄

付いただいたところでございます。報告事項は以上でございます。

川那邊教育長

ただいまの報告事項につきまして、御質問等ございませんか。それでは報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

続きまして、先ほど非公開とした議案の審議に移ります。それでは「議第34号 臨時代理の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

————— 非公開 —————

川那邊教育長

以上をもちまして本日の議事は終了となりますが、他にございませんか。

それではこれをもちまして、6月定例会を終わらせていただきます。次回は7月27日月曜日午後3時から定例会を開催する予定ですので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

閉会 午後 4時15分